

湯河原海辺公園ドッグラン使用要綱

平成 28 年 7 月 11 日
告示第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、湯河原海辺公園ドッグラン（以下「ドッグラン」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第 2 条 ドッグランを使用できる者（以下「使用者」という。）は、18 歳以上の者とする。

(遵守事項)

第 3 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の使用者等に、迷惑や危害などを及ぼした場合は、飼い主の責任で処理すること。
- (2) ドッグラン内でのトラブル（事故、負傷、死亡、咬みつき、盗難等）は、当事者同士の責任で解決すること。
- (3) 狂犬病の予防注射を 1 年以内に受けていない犬を入場させないこと。
- (4) 病気の犬、発情期の犬、闘犬等、他の犬若しくは使用者に恐怖感を与える犬又は犬以外の動物を連れている者は入場しないこと。また、犬を連れていない者は入場しないこと。
- (5) 飼い犬から目を離さないこと。また、1 人の飼い主がノーリードで使用できるのは 2 頭までとする。ただし、2 頭を同時に見守れない場合は、1 頭はリード（ロングリードは使用しないこと。）を付けること。
- (6) ボール、フリスビー等は、使用しないこと。
- (7) 出入口の扉は、必ず閉めた事を確認した上で使用すること。
- (8) 子ども（0 歳から 15 歳まで）だけで入場しないこと。子どもが入場する場合は、必ず保護者が同伴すること。
- (9) 小型犬は、鳥類に襲われる恐れがあるので注意すること。
- (10) 犬のふんを持ち帰らず捨てる場合は、袋に入れドッグラン内のウンチボックスに捨てること。
- (11) 犬の排尿はドッグトイレでさせること。他の場所で尿をした場合は、飼い主が水をまいて処理すること。
- (12) ごみは、責任を持って持ち帰り、ウンチボックスには絶対に捨てないこと。
- (13) ドッグラン内での飲食、犬への餌やり、ブラッシング等はしない

こと。

- (14) ドッグラン内は禁煙とし、火気や危険物の持ち込みはしないこと。
- (15) 犬が人又は他の犬を咬んだ時は、飼い主が速やかに「飼い犬事故届出書」を保健福祉事務所に届け出ること。この場合において、犬に咬まれた人は「犬によるこう傷届」を保健福祉事務所に届け出ることができる。
- (16) 営利を目的とした活動はしないこと。
- (17) 駐車場は、湯河原海辺公園駐車場を使用すること（駐車時間は2時間以内とする。）。ただし、満車の場合は、湯河原海浜公園駐車場を使用することとし、周辺の商業施設等の駐車場には絶対に駐車しないこと。
- (18) 町職員から指示があった場合は、それに従うこと。
- (19) 上記の遵守事項が遵守できない者は入場しないこと。
（使用の禁止又は制限）

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ドッグランの使用を禁止し、又は制限をすることができる。

- (1) 同じ犬が、何度も咬傷事故を起こした場合
- (2) 前条各号に規定する事項を遵守しない場合
- (3) ドッグランに関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
- (4) ドッグランの破損その他の事由により使用が危険であると認められる場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ドッグランの管理上必要がある場合
（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する